

平成26年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

平成27年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成26年度事後評価実施結果報告書要旨	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法教育の推進	6
(3)	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）	11
(4)	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の 実態と処遇に関する研究）	12
(5)	検察権行使を支える事務の適正な運営	13
(6)	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた 公共の安全の確保を図るための業務の実施	20
(7)	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	28
(8)	人権の擁護	34
(9)	出入国の公正な管理	41
(10)	法務行政における国際協力の推進	47

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 **検察権の適正迅速な行使** (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

5 **矯正処遇の適正な実施** (被收容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) **矯正施設における收容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被收容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被收容者の個々の状況に応じて、收容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施** (職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。)

6 **更生保護活動の適切な実施** (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等** (保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施** (公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為

を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。)

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（公共の安全の確保を図るため，破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し，適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに，円滑な運営を行う。）

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。）
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。）
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

- (1) **人権の擁護**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため，国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに，不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) **出入国の公正な管理**（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成26年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年 8 月

担当部局名：大臣官房秘書課政策評価企画室，
民事局総務課，刑事局総務課

施 策 名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備 (評価書 5 頁)	政策体系上の位置付け I - 1 - (1)
施 策 の 概 要 (事業の概要)	<p>情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。</p>	
予 算 額	平成26年度予算額：138,590千円	評 価 方 式 総合評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>【民事関係】 ○「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 これらの法律は、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを行うためのものであり、第185回国会に提出したが、同国会では審議されないまま閉会中審査となり、平成26年6月20日に第186回国会において成立した（施行は平成27年5月1日）。</p> <p>【刑事関係】 平成26年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>【民事関係】 民事関係の法制について、所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし、国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成26年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p>【刑事関係】 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」の施行は既に完了しており、今後も、社会経済情勢を反映した犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備に努めていくこととしたい。また、企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。</p>	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26- (2))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け：I-2-(4)) (評価書14頁)					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ¹ 及び法教育広報部会 ² (以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,168	15,677	14,119	14,387
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	6,168	15,677	14,119	
執行額(千円)	5,311	12,416	9,312			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ-3-(6)-①法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 ³					

測定指標	平成26年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査 ⁴ の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

法教育推進協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行った。各機関等において、今後の実践に活用できるよう具体的な授業例、教育現場との連携方法の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホ

ホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した。

また、普通科高等学校に対して法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行った⁵。

参考指標	実績値				
1 協議会等の過去5年間の開催実績（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	4	8	6	5	7

測定指標	平成26年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成，授業実施，地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより，法教育の意義について理解を深め，法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成26年度には，平成25年度に実施した全国の中学校における法教育の実践状況調査結果を踏まえ，中学生向け法教育教材を作成し，全国の中学校等へ配布した。

さらに，法務省関係機関においても，学校等の法教育を受ける側の要望等を踏まえた法教育授業を多数実施した⁶。

参考指標	実績値				
2 法教育授業実施回数（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	2,172	2,066	2,261	2,992	3,325

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分） 目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1，2は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものと考えている。</p> <p>測定指標は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>法教育の推進のため，法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり，各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ，教材の作成等を行うことが求められる。</p> <p>同協議会等においては，学校現場における法教育の実践状況調査を行い，その結果に基づき，法教育授業のノウハウ，法曹関係者・教育関係者の連携の在り方，法教育の推進に資するための今後の展</p>	

開等について協議、情報交換等を行い、互いに理解を深めるとともに、その内容をホームページで公表することにより、広く一般に情報提供を行った。

さらに、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、平成25年度に実施した全国の中学校の法教育実践状況調査結果を踏まえ、中学生向け法教育教材を作成するとともに、全国の普通科高等学校に対しても法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえ、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する協議等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

【測定指標 2】

法教育の推進のため、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、協議会等において、平成25年度に実施した全国の中学校における法教育実践状況調査結果に基づき、中学生向けに作成した法教育教材を全国の中学校等に配布し、学校現場における法教育実践活動への協力・支援を行った。また、法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標 1, 2】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

平成27年7月10日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

一般的な法の遵守教育だけでなく、時代・社会情勢の動きや教育を受ける者のニーズに適合するよう実施年度にふさわしい重点的な教育内容を盛り込んでいく必要があるのではないか。

〔反映内容〕

法務省関係機関においては、授業を受ける側の学校等の要望等を踏まえた法教育授

	<p>業（いわゆる出前授業）を多数実施してきたところである。これらの取組等を通じ、時代や社会情勢の動きや教育を受ける側のニーズに沿った法教育が実施されてきたと認識しており、測定指標2に係る「施策の進捗状況（実績）」欄にその旨追記した。今後とも、かかる取組等を継続していきたいと考えている。</p> <p>イ〔意見〕</p> <p>法教育授業の効果が一過性のものとならないよう法教育教材をより充実させる必要があるのではないか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>法教育の意義についての理解を深め、法教育の実践が拡大するよう、法教育推進協議会での検討結果も踏まえ、法教育教材の内容の充実及びその活用の在り方を検討していきたいと考えている。</p>
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>業者から徴取した見積額をそのまま予算要求額とするのではなく、過去の実績を勘案することで経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成27年 8月
-------	-------------------	----------	----------

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方について検討を行うため、法教育推進協議会のもとに平成26年3月に設置された（法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うために設置された「法教育普及検討部会」に代わるもの。）。

*3 「『世界一安全な日本』創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－3－（6）－① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を、平成25年度は中学校を対象に調査を行い、平成26年度は普通科

高等学校を対象に調査を行った。

*5 「法曹関係者と教育関係者との連絡の在り方に関する検討」

法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照

*6 法教育授業の参加人数は、平成24年度は81,607人、同25年度は101,447人及び同26年度は141,592人であった。

平成26年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年8月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施策名	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究） （評価書20頁）		政策体系上の位置付け	I-3-(1)
施策の概要 （事業の概要）	国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供する。			
予算額	平成23年度予算額：3,675千円 平成24年度予算額：2,876千円	評価方式	事業評価方式	
施策評価の結果の概要	<p>本研究は、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目的とした。</p> <p>本研究は、約4年ごとに実施されており、今回で4回目となる。研究結果は、犯罪被害の実態について経年比較が可能な公的犯罪統計であるとともに、第3回までの研究との経年比較も可能となる唯一のものであり、実施の必要性が極めて高く、代替性のない研究である。本研究の調査対象は、全国の16歳以上の男女を、片寄りなく抽出し、標本数も十分な数を確保するなど、非常に適切であった。また、その調査・分析は、予算面の制約等から、郵送調査で実施し、回収率の向上に努めたが、過去3回の調査と比べて低かった。分析に当たっては、実務家である研究官等が、統計学的に妥当な手法で行っており、その実施体制・手法は適切であった。さらに、一般競争入札を行って適正な費用で専門業者に郵送調査を委託した後、研究官等が回収されたデータの分析を実施するなど、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。</p> <p>本研究の成果物は、明解な構成ではあるが、今回のデータと過去3回の調査のデータとを比較するなどして、より分かりやすい記述を工夫する余地もあった。</p> <p>本研究は、犯罪被害の実態に関して、我が国の刑事政策における基礎資料として大いに利用されることが見込まれ、有効なものであった。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点から、高く評価され、評価の合計は70点中64点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>委員から、過去3回の調査方法と異なり、今回は郵送調査で実施したことから、無回答等の比率が高くなり、これまでの調査との経年比較にやや難が生じており、調査手法において適切であったかどうかについて疑問がある旨の指摘を受けたことから、今後、同様の調査研究を実施する場合においては、本研究の過程で生じた課題等を踏まえ、より適切な調査手法の在り方を検討することとする。</p>			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	犯罪被害者等基本計画	平成17年12月27日（閣議決定）	V-第4-2-(6)法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討	

平成26年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成27年8月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の実態と処遇に関する研究） (評価書35頁)		政策体系上の位置付け I-3-(1)
施 策 の 概 要 (事業の概要)	知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供する。		
予 算 額	平成24年度予算額：2,767千円	評 価 方 式	事業評価方式
施 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>本研究は、知的障害を有する犯罪者の実態を明らかにするとともに、その効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目的とした。</p> <p>本研究は、犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」等の重要施策に密接に関連する研究であり、また、刑事施設が保有する記録に基づいて実証的な調査分析を行う研究は、法務省以外で実施することは非常に困難であって、実施の必要性が極めて高く、代替性のない研究である。本研究の調査対象は、刑事施設入所者に限定し、「知的障害」の範囲に関しては、精神医学的知見を基にした現時点において比較的信頼できると考えられる基準に該当する者を全て集計したものであり、調査対象の設定は適切であった。また、その調査・分析は、実務経験を有する研究官等が、専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で行っており、その実施体制・手法は適切であった。さらに、調査分析に用いたデータは、刑事施設が保有する記録に基づき収集されたもので信頼性があり、費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。</p> <p>本研究の成果物は、明解な構成となっており、記述内容も、図表を豊富に使用しつつ分かりやすいものとなっている。また、本研究は、従来にない大規模かつ詳細な調査であったことを踏まえると、法務省におけるこれら犯罪者に対する施策や再犯防止対策に向けた検討の際の基礎的な資料として利用されることが見込まれ、有効なものであった。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点から、高く評価され、評価の合計は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と認められる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>委員から、調査研究においては、基礎調査を実施するにとどまらず、それを適切にアプトプットしていくことが重要であること、またアウトプットの具体的な内容や方法を決めた上で、それに応じた調査研究を実施することが有用で、そのためには継続的な研究を実施していくことが重要であり、予算面の問題を含めて工夫が必要であるとの指摘を受けたことから、今後の調査研究において、研究部報告の発刊や法務省ホームページでの公表以外のアウトプットの在り方を引き続き検討するとともに、適切な研究期間を設定すべく、研究計画を検討していくこととする。</p>		
施策に係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	再犯防止に向けた総合対策	平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定）	第3-1-(2)高齢者又は障害者に対する指導及び支援 第3-3-(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26-5)

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2)) (評価書50頁)					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪¹⁾が増加傾向にあることなどから、コンピュータ・ネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度(※)	27年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,674,363	3,742,653	3,549,963	3,465,886
		補正予算(b)	0	△120,924	311,358	—
		繰越し等(c)	25,031	0	22,866	
		合計(a+b+c)	3,699,394	3,621,729	3,884,187	
執行額(千円)	3,552,370	3,501,710	3,641,049			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ²⁾ ○第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定) Ⅴ-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 ³⁾ ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 ⁴⁾					

(※) 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から「基本法制の維持及び整備」に組替を行ったため、同26年度の予算額・執行額等は、同事業分を除いたものとしている。

測定指標	平成26年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
コンピュータ・ネットワークやセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される不正アクセス等の技術的な手口を理解させるとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得させる目		

的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検事）を対象としたネットワークフォレンジック研修⁵⁵を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する民間業者による講義・実習を実施した。

また、サイバー犯罪に対処するために必要な電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等に関する知識・技術を習得させる目的でサイバー犯罪の捜査に当たる職員（検察官及び検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修⁵⁶を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義を行ったほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（％）	—	—	—	100.0	100.0
2 デジタルフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（％）	—	—	88.1	95.0	98.3

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成26年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員⁵⁷及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、内閣府犯罪被害者等施策推進室職員による政府全体の犯罪被害者等施策に関する講義、警察庁被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及びロールプレイング、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（％）	91.3	95.0	88.8	91.3	95.0

測定指標	平成26年度目標	達成			
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
<p>検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。</p>					
参考指標	実績値				
1 広報活動の実施回数（回）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	1,287	1,187	1,135	1,158	1,069

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標3について、目標を達成することができた。また、測定指標1及び2について、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成26年11月17日から同月21日までの5日間、地方検察庁の検事20名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成26年11月10日から同月14日までの5日間及び平成27年3月2日から同月6日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察官及び検察事務官合計60名を対象に、デジタルフォレンジック研修を実施した。</p> <p>ネットワークフォレンジック研修では、法務省刑事局付による改正刑法に関する講義、委託業者による疑似ネットワーク上での様々な侵入手法（攻撃）の解説とその実践等に関する講義及び実習、警察庁生活安全局警察官によるサイバー犯罪対策に関する講義、東京地方検察庁検事らによるコンピュータ犯罪をめぐる諸問題に関する講義を実施した。</p> <p>デジタルフォレンジック研修では、より実践的な技術・知識の習得を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、平成26年度は研修日程を1日延長し、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけ</p>	

るそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

両研修終了後は、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、80名全員（ネットワークフォレンジック研修20名、デジタルフォレンジック研修60名（前後期各30名））から回答を得ることができた。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では20名全員（100パーセント）が、同研修について「概要について理解した」（85.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（15.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修では、59名（98.3パーセント）が「概要については理解した」（61.7パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（36.7パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修について1名が「その他意見」と回答したものの、その意見の内容は、「概要について理解できたことから、庁に戻り実際に機器を使用して復習したい。」というものであり、概要について理解できた旨述べていることから、上記の問いに対して「理解ができなかった」と回答した者は0名である。また、研修全体に対して、有意義であったとの感想が複数述べられている。

以上のことから、同研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成26年11月26日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者80名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策、被害者参加制度等についての説明、内閣府犯罪被害者等施策推進室職員による政府全体の犯罪被害者等施策に関する講義、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介がなされた。

また、これまで本研修での講義は座学が中心であったところ、平成26年7月11日に開催した政策評価懇談会における審議を踏まえ、従前のカリキュラムを見直した。具体的には、警察庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義を行い、その中で、より実践的な知識や技能の習得を目指し、研修員を4人1組に分けてロールプレイングを実施した。

そのほか、平成25年度に引き続き、研修員、上記内閣府と警察庁の外部講師、最高検察庁検事及び刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、効果測定を行うとともに、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、80名全員から回答を得た。その結果、研修全般の内容については、76名（95.0パーセント）が「有意義」と回答したものの、4名が「どちらとも言えない」と回答した。ただし、「どちらとも言えない」と回答した意見の主な理由は、「既に勉強会等において説明を受けている制度等についての説明や講義があった。」、「既存の制度に関する講義は、個人的にはあまり必要性を感じなかった。」といったものであり、カリキュラムの改善に関する意見である上、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名であること、「有意義」と回答した数は増加していることを考えると、本研修の意義を否定するものとはいえない。

また、各講義やフリーディスカッションといった個々のカリキュラムについては、大多数の者が「有意義」と回答した。さらに、研修全体に対しても、「各庁の取組を知ることができ大変有意義な研修であると思う。」、「被害者支援に関する制度の解説や講義により、被害者支援の知識の深化とスキルアップが期待できる。」、「検察官、立会事務官、被害者支援員及び関係機関等との連携を深め、被害者支援員業務に携わっていきたい。」等の回答が見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現

場で法教育の重要性が高まっているところ、平成26年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,069回であり、活動への参加人数は合計4万273人であった。若干の実施回数の減少はあるものの、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、その実施回数が昨年度の88回から105回に増加し、参加人数も昨年度の3,343人から4,231人に増加するなど、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

達成手段④「検察の再生に向けた取組の実施」において実施しているネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータ・ネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

【測定指標 2, 3 関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施している被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

同達成手段において実施している、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標 1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータ・ネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修及びデジタルフォレンジック研修の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き両研修を実施していく。

【測定指標 2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標 3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機

能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 平成27年7月10日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化については、2つの研修のアンケート結果が参考指標とされているところ、いずれも「概要について理解した」との回答が大半で、「実務に従事できる程度の理解を得た」との回答は少数にとどまっている。勤務先に帰って受講内容の復習をするなどして、実務に活用できるところまで確認して評価すべきではないのか。</p> <p>〔反映内容〕 基本的な知識を習得してもらうことを念頭に研修を行っているため、アンケート結果をもって評価しているものであるが、研修後その内容をどうやっていかしていくかについては、引き続き検討していく。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 司法試験合格者数の政府方針を踏まえ、検察実務修習人数が見直されたことにより、司法修習教材の部数を見直し、経費の削減を図った。 また、検察総合情報管理システム機器については、リース期間満了後も作業完了まで延伸を図ることにより、リース料の削減を図ったほか、アプリケーション保守経費についても、実績等により見直しを図った。 さらに、物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、経費の削減を図った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>刑事局総務課企画調査室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	--------------------	-----------------	----------------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の

過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人權に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）」

V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor^{*8}（The Onion Router）等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータ・ネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術の手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータ・ネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から検察官及び検察事務官を対象に実施している。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*8 「Tor（The Onion Router）」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26- (6))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1)) (評価書90頁)					
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況^{*1}を明らかにし、教団に対する観察処分^{*2}を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,101,300	2,092,976	2,238,278	2,169,613
		補正予算(b)	0	0	97,105	—
		繰越し等(c)	0	0	△91,649	
		合計(a+b+c)	2,101,300	2,092,976	2,243,734	
執行額(千円)	2,092,931	2,086,792	2,234,808			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*3} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条^{*4} ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条^{*5} ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）^{*11} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*12} ○第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）^{*13} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14} 					

測定指標	平成26年度目標	達成
1 教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持	達成

	等) を解明する。					
施策の進捗状況 (実績)						
観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。						
参考指標	実績値					
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
立入検査の実施回数等	実施回数 (回)	15	16	17	20	21
	施設数	50	61	47	27	56
	動員数 (人)	705	940	677	554	808

測定指標	平成26年度目標値					達成
2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況 (平均所要日数)	23.1日より短縮					おおむね達成
	基準値	実績値				
	一年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
請求を行った関係地方公共団体数	-	19	18	18	17	21
提供回数 (回)	-	58	50	54	41	55
平均所要日数 (日)	-	20.1	21.0	20.9	23.2	25.4

測定指標	平成26年度目標					達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					達成

施策の進捗状況 (実績)					
収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。					
参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ホームページへのアクセス件数 (件) ※平成23年度のアクセス件数については、法務省					

ホームページの改訂作業中に当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能であった。	165,357	—	170,139	241,486	402,213
--	---------	---	---------	---------	---------

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>指標2の平均所要日数については25.4日となり、目標値とした23.1日に及ばなかった。しかしながら、おおむね目標に近い実績を示していることから、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成26年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計21回、延べ56施設、公安調査官延べ808人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>平成19年度の平均所要日数は56.1日、平成20年度は38.8日、平成21年度は30.1日となっているところ、これら過去の平均所要日数と、平成26年度の目標値算定の根拠とした平成21年度から平成25年度までの各平均所要日数を比較すると、平均所要日数は大幅に短縮されており（平成19年度と平成22年度を比較した場合は36日短縮）、これら大幅に短縮された平均所要日数の平均値として算出した平成26年度の目標値は、極めて高い目標値であるといえる。さらに、提供情報の取りまとめに要する日数は、請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを勘案すると、平成26年度の目標値23.1日と実績値25.4日の開差である2.3日は、実態として許容せざるを得ないものといえ、目標をおおむね達成できたと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>平成26年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*15}、「内外情勢の回顧と展望」^{*16}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*17}や「オウム真理教に関するページ」^{*18}等を掲載することでホームページの内容を充実させ、アクセス件数は上昇している。</p> <p>以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1, 2関係】</p> <p>達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入</p>	

検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方公共団体の長からの請求に応じて提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であった。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な取組であるといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1, 2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく。

【測定指標 3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 通信機器の一部廃止や通信料単価の見直し及び調査用機材や消耗品等の調達数量や単価について、それぞれ執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。また、システム端末借料について更新計画を延伸するとともに、修理費について執行実</p>
-----------	--

	績等を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。
--	--------------------------------

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成27年 8 月
-------	-------------	----------	-----------

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3-6-⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図

るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

・ 2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・ 2－（2）－② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）」

・ IV－2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等

ア 対処態勢の整備

（オ）サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）

エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化

（ア）諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）

（ウ）サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）

*12 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・ III－1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（1）－⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（2）－② 日本版NCFTA^{*19}の創設

・ III－2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

（1）－② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（2）－① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（3）－① 空港・港湾における水際危機管理の強化

（3）－④ 海上警備・沿岸警備の強化

（5）－① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（5）－② 在外公館における警察アタッシェ^{*20}、防衛駐在官等の体制強化

（5）－③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

（5）－⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

（5）－⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

（6）－① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

（6）－③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化
 - 「「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。
 - (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
 - (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
 - (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
 - (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
 - (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保
- *13 「第189回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）」
 - ・まず冒頭、シリアにおける邦人殺害テロ事件について、一言、申し上げます。（中略）非道かつ卑劣極まりないテロ行為を、断固非難します。日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に万全を期してまいります。（中略）テロと闘う国際社会において、日本としての責任を、毅然として、果たしてまいります。
 - ・平和国家としての歩みは、これからも決して変わることはありません。国際情勢が激変する中で、その歩みを更に力強いものとする。国民の命と幸せな暮らしは、断固として守り抜く。
 - ・北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決を求めます。最重要課題である拉致問題について、北朝鮮は、迅速な調査を行い、一刻も早く、全ての結果を正直に通報すべきであります。今後とも、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、拉致問題の解決に全力を尽くしてまいります。
 - ・（2020年に）私たちは、オリンピック・パラリンピックを開催いたします。必ずや成功させる。その決意で、専任の担当大臣の下、インフラ整備からテロ対策まで、多岐にわたる準備を本格化してまいります。
- *14 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」
 - ・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。
 - ・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。
 - 1 情報収集・分析等の強化
 - 2 海外における邦人の安全の確保
 - 3 水際対策の強化
 - 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
 - 5 官民一体となったテロ対策の推進
 - 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
- *15 「最近の内外情勢」
 - 公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html] を参照。
- *16 「内外情勢の回顧と展望」
 - 公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html] を参照。
- *17 「国際テロリズム要覧」（Web版）
 - 公安調査庁ホームページ [<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>] を参照。
- *18 「オウム真理教に関するページ」

公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/20140331_aum_top.html] を参照。

*19 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*20 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26- (7))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-9-(2)) (評価書100頁)					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,047,049	1,791,165	1,834,091	1,955,521
		補正予算(b)	△292,958	△70,772	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,754,091	1,720,393	1,834,091	
執行額(千円)	1,571,868	1,696,280	1,791,629			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) Ⅲ-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 ³					

測定指標	平成26年目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法⁴及び国籍法施行規則⁵の趣旨にのっとり適正な審査を継続して行った。

参考指標	実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
1 帰化許可申請者数(人)	13,391	11,008	9,940	10,119	11,337

2 帰化許可者数（人）	13,072	10,359	10,622	8,646	9,277
3 帰化不許可者数（人）	234	279	457	332	509
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の取得者数（人）	1,396	1,207	1,137	1,030	1,131

測定指標	平成26年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ^{*6} への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,327件であり、適切に対応した。
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	3,205	3,011	2,677	2,449	2,327
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*7} の延べ実施日数（日）	602	604	597	617	588
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,416	9,856	10,119	10,194	9,959
4 現地指導実施回数 ^{*8} （回）	1,846	1,828	1,819	1,824	1,840
5 現地指導実施率 ^{*9} （％）	97	97	96	96	97

測定指標	平成26年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率 ^{*10} （％）の向上 （大量供託事件 ^{*11} を除外）	平成25年度利用率以上					おおむね達成
	基準値	実績値				
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

	17.9	7.4	8.9	12.3	17.9	17.3
参考指標	実績値					
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	50,757	61,387	70,560	96,068	89,805	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり ----- (判断根拠) 測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1, 2について、目標を達成することができた。また、測定指標3について、目標をおおむね達成することができた。 したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】 帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。 なお、平成26年において、帰化許可者数及び帰化不許可者数が再び増加しているのは、主として平成25年の帰化許可申請者数が増加していることに起因するものと考えられる。 国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。 以上から、目標を達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標2】 市区町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は、平成26年度は、2,327件であり、前年度と比較すると122件減少した。このうち、涉外事件^{※12}に係るものは、1,060件（前年度は1,216件）である。 平成26年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な涉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。 市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成26年度における延べ実施日数が588日であり、前年度と比較すると、29日減少し、延べ受講者数も9,959人と前年度より235人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導実施率は高い数値となっていることから、市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。 以上から、目標は達成することができたといえる。</p> <p>【測定指標3】</p>	

平成26年度の供託手続のオンライン利用率は17.3パーセントであり、前年度の実績値（17.9パーセント）をわずかに下回っている。これは、平成25年度に複数の法務局・地方法務局において、個別に大量のオンライン申請（合計約11,900件）があったために、平成25年度のオンライン利用率が急上昇（前年度比で10パーセント以上上昇）した結果である。平成25年度における大量の個別事案については、全国的なものではなかったため「大量供託事件」の件数には含めなかったが、このような特殊なケースを除外すれば、平成25年度のオンライン利用率は15.6パーセントであり、平成26年度の利用率（17.3パーセント）はこれを上回っていることから、全体的に見て供託手続のオンライン利用率は順調に向上しているといえることができる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標 1・2 関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務のうち、帰化許可申請事件は、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。その対策として、帰化許可申請が集中する大都市及び周辺部の法務局（若しくは地方法務局又はそれらの支局）に国籍相談員を配備するなど、帰化許可申請の処理が円滑に進むよう体制を整えた。また、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査をし、帰化許可申請の適正・厳格な処理に寄与したといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標 3 関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密に

して、適正かつ厳格に処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標 3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>システム機器借料、システム運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に予算に反映するとともに、事務用機器について、配置台数の見直し等を行うことにより経費を節減した。</p>
----	--

担当部局名	民事局民事第一課， 商事課	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------------	----------	---------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」

Ⅲ-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 改正された「国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託事務に基づき大量にオンライン申請をする供託事件及びその事件に関してするオンラインによる払渡請求事件をいう。

平成22年度において、著作権法に基づく大量供託が66,302件、平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件、平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件あった。

*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26- (8))

施策名	人権の擁護 (政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1)) (評価書106頁)					
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,243,604	3,195,780	3,295,909	3,293,684
		補正予算(b)	△132	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,243,472	3,195,780	3,295,909	
執行額(千円)	3,227,595	3,178,706	3,277,731			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更) ^{*1}					

測定指標	平成26年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもら参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成
施策の進捗状況(実績)		
国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室 ^{*2} 、人権の花運動 ^{*3} 、全国中学生人権作文コンテスト ^{*4} 、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。		
参考指標	実績値	

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 人権教室の実施状況	実施回数 (回)	12,595	13,123	15,863	16,163	19,871
	参加者数 (人)	453,435	506,802	630,879	650,493	796,748
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3,574	3,661	3,844	3,845	3,816
	参加者数 (人)	498,983	513,878	518,530	526,129	483,788
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6,311	6,682	6,819	6,930	7,083
	応募者数 (人)	887,012	893,258	937,287	941,146	953,211
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	21	29	35	41	40
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数 (人)	600	1,100	920	480 (※1)	800
6 人権シンポジウム ^{*5} の実施状況(平成22年度までは人権啓発フェスバル ^{*6} の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数)	参加者数 (人)	82,430	544	964	636	615
7 新聞掲載回数		5,539	5,478	5,698	6,032	5,840
8 テレビ・ラジオ放送回数		53,442	101,813	23,823 (※2)	30,221	19,754
9 ポスター配布枚数		213,272	221,875	189,152	340,412	230,066

(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる(例年2回実施)。

(※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成26年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やイ	達成

	<p>インターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>
--	---

施策の進捗状況（実績）

法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番^{*7}、女性の人権ホットライン^{*8}）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター^{*9}」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

参考指標	実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
1 人権相談件数（全体）（件）	280,977	266,665	266,489	256,447	253,414
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	27,710	25,914	28,384	28,847	25,711
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	23,289	22,008	21,720	21,119	21,033
4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター」の通数（通）	22,593	22,329	20,144	18,272	17,626
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	650	513	606	671	584
6 インターネットによる相談件数（件）	5,044	5,500	7,384	8,776	— （※3）
7 人権侵犯事件の対応件数（件）	21,500	22,072	22,694	22,172	21,718

（※3） インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

目標達成度合い の測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成
	<p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考え</p>

評価結果	<p>ている。</p> <p>測定指標 1, 2 は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成26年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標 1, 2 及び 3 のとおり、人権教室に79万6,748名、人権の花運動に48万3,788名、全国中学生人権作文コンテストに95万3,211名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「外国人と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。</p> <p>また、発信型の啓発活動として、同和問題について関係者の貴重な証言を記録した人権啓発教材の作成、性的指向や性同一性障害を題材とした人権啓発ビデオの作成、腹話術師のいっこく堂氏を起用したデジタルコンテンツの動画共有サイトにおける配信等を行った。</p> <p>さらに、全国中学生人権作文コンテストの入賞作品の朗読ビデオを作成したほか、特に優秀とされた上位3作品を英訳し、法務省ホームページに掲載する等、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。</p> <p>加えて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動が「ヘイトスピーチ」として、社会的関心を集めたことを受けて、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、新聞広告・インターネット広告の実施、ポスター・リーフレットの作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信、駅構内の電子広告の実施等を行った。</p> <p>以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>平成26年度においては、参考指標 1 及び 7 のとおり、25万3,414件（対前年比で3,033件（1.1パーセント）減少）の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案2万1,718件（対前年比で454件（2.0パーセント）減少）については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの、人権侵犯事件に対する措置の内訳を見ると、人権侵犯性があるとして説示や要請を行った事件数は、前年に比べ約1.78倍に増加しており、より積極的な対応を取ることを必要とする人権侵害事案が増加し、これに適切に対応したことがうかがえる。</p> <p>以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標 1 関係】</p> <p>達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動（人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等）及び発信型の啓発活動（新聞、テレビ・ラジオ、ポスター）を実施し、いずれに関する参考指標においても、おおむね平成25年度を上回る又は同水準の参加者数、実施回数となった。</p> <p>また、啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施することができた。</p> <p>さらに、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に取り上げたことに加え、「ヘイトスピーチ」が社会的関心を集めたことを受けて、時機を捉えた啓発活動を行い、国民の関心に応じた啓発活動を実施した。</p>

これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効に寄与したものとする。

【測定指標 2 関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵害事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵害事件が1,429件（対前年比で49.3パーセント増加）、障害者や高齢者に対する差別待遇に関する人権侵害事件が869件（対前年比で37.9パーセント増加）、社会福祉施設に関する人権侵害事件が246件（対前年比で18.3パーセント増加）（別紙8参照）と、それぞれ前年から増加している。

平成26年度の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵害事件及び社会福祉施設に関する人権侵害事件の各件数が過去最高となっている（別紙8参照）。

これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を講じるという目標達成に有効に寄与したものとする。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標 1, 2】

今後も、その時々々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
平成27年7月10日
- 2 実施方法
会議

	<p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>ア〔意見〕 測定指標2に係る参考指標の「人権相談件数」に、相談結果を計上してはいかがか。 〔反映内容〕 参考指標に係る表現方法について、引き続き検討していく。</p> <p>イ〔意見〕 年度ごとに重点施策を設けてはいかがか。 〔反映内容〕 施策の分析について、引き続き検討していく。</p>
--	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成26年度人権啓発活動実施報告書」 (人権擁護局人権啓発課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成26年4月1日～平成27年3月31日) ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 (人権擁護局人権啓発課, 平成22年度～平成26年度の各年度で作成, 対象期間: 平成22年4月1日～平成27年3月31日) ・「第30～34回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課, 平成22年度～平成26年度の各年度で作成, 対象期間: 平成22年4月1日～平成27年3月31日) ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年2月22日～平成26年12月31日) ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日)
----------------------------------	--

	<p>・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課, 平成27年3月作成, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日)</p> <p>○評価の過程で使用した公的統計</p> <p>・人権擁護に関する世論調査(平成24年8月調査)(内閣府)</p>
--	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>政府広報や報道機関への取材依頼等の機会を有効に活用し、支出費用の効率化に努めることとしたほか、子ども人権相談連絡用封書につき、事業の効率化の観点から見直しを図ることにより、経費の縮減を図った。</p> <p>また、人権啓発活動の実施にあたっては、効果検証結果を踏まえ、より効果的な活動になるよう、事業の見直しを行ったほか、他の情報システムと統合して端末を一括調達する方法に見直すことにより、経費の削減を図った。</p> <p>さらに、謝金単価について見直しを図ることにより、経費の削減を図った。</p>
----	---

担当部局名	人権擁護局	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	----------	---------

-
- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定, 平成23年4月一部変更)」
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
 - *2 「人権教室」
子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
 - *3 「人権の花運動」
児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動
 - *4 「全国中学生人権作文コンテスト」
次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的とした啓発活動
 - *5 「人権シンポジウム」
様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
 - *6 「人権啓発フェスティバル」
開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動
 - *7 「子どもの人権110番」
全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話
 - *8 「女性の人権ホットライン」
全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話
 - *9 「子どもの人権SOSミニレター」
子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26- (9))

施策名	出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け：V-12-(1)) (評価書135頁)					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート²の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等への対策を推進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度(※)	25年度(※)	26年度	27年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,774,194	18,729,600	19,659,780	20,536,495
		補正予算(b)	263,625	1,355,553	362,690	—
		繰越し等(c)	346,264	42,683	0	/
		合計(a+b+c)	21,384,083	20,127,836	20,022,470	
執行額(千円)	20,489,689	19,308,942	19,649,800			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)^{*3} ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014(平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議)^{*4} ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)^{*5} 					

(※) 「成果重視事業」(出入国管理業務の業務・システムの最適化)については、平成25年度をもって終了し、平成26年度からは「出入国の公正な管理」に一本化されているため、平成24年度及び同25年度の予算額・執行額等については、同事業分を含めたものとしている。

測定指標	平成26年度目標値						達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対前年増						達成
	基準値	実績値					
	25年	22年	23年	24年	25年	26年	
	88,671	78,195	62,030	69,043	88,671	129,684	

測定指標	平成26年度目標値		達成
2 自動化ゲート利用率(%)	前年より0.6パーセント増(4.4%)		達成

	基準値	実績値				
	25年	22年	23年	24年	25年	26年
	3.8	2.2	2.5	2.9	3.8	5.0

参考指標	実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
1 自動化ゲート通過者数（人）	675,821	847,348	1,037,352	1,322,434	1,690,557
2 4大空港（成田，羽田，中部，関西）における出入国者数総数（日本人出帰国者数及び外国人の再入国による出入国者数）（人）	30,926,224	33,452,267	35,784,458	34,416,567	33,712,574

測定指標	平成26年度目標値					達成
3 在留資格取消件数（件）	対前年増					達成
	基準値	実績				
	25年	22年	23年	24年	25年	26年
	269	246	307	238	269	286

参考指標	実績値				
	22年	23年	24年	25年	26年
1 中長期在留者 ^{*6} 数（人）	1,688,155	1,658,264	1,652,292	1,693,224	1,763,422
2 不法残留者数（人） ※各年1月1日現在	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分） 目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1，2，3は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1，2，3は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（達成手段の有効性，効率性等）</p> <p>【測定指標1，2関係】</p> <p>達成手段③「出入国管理業務の実施」において，本邦に上陸する外国人への上陸審査や帰国する日</p>	

本人の確認，出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに，達成手段⑦「出入国審査システム⁷の維持・管理」において，出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ，達成手段⑥「バイオメトリクスシステム⁸の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより，事前に利用希望者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が，一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入（帰）国することを可能にし，円滑な出入国審査を実施している。

また，達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」において，有識者協議会等で意見を聴取し，出入国管理政策に反映させることで得られた提言⁹も踏まえ，利用者登録増加のための広報活動を展開している。さらに，民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど，自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。

これらの取組の結果，自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから，円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「出入国管理業務の政策の企画・立案」の一環として，平成26年度に全国地方入国管理官署に対し，事実の調査¹⁰のより一層の積極的な実施を指導したほか，東京入国管理局の事実の調査専従の部署である調査第四部門において入国警備官 1 人を増員し，同局実態調査部門との連携等による更なる効率的な事実の調査体制の強化に努めた。また，達成手段②「中長期に在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により，在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し，偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。

これらの取組の結果，事実の調査を数多く実施することなどにより，前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ，在留資格取消件数も前年を17件上回った。これらのことから，不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため，現在の目標を維持し，引き続き，各取組を推進していく。

【測定指標 1， 2】

引き続き，民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど，自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め，利用登録者を増やしていく。また，有識者会議から広報・周知活動の充実や，自動化ゲートの増設等の提言があったことを踏まえ，広報・周知活動により一層取り組むとともに，各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。

【測定指標 3】

引き続き，事実の調査を数多く実施するとともに，在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に努める。さらに，事実の調査の結果，偽装滞在が疑われる者については，在留資格取消制度を積極的に適用していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動化ゲート利用者登録数の推移」 (入国管理局出入国管理情報官，対象期間：平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「自動化ゲート利用率の推移」
----------------------------------	--

報	(入国管理局出入国管理情報官, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「在留資格取消件数の推移」 (入国管理局入国在留課, 対象期間: 平成22年1月1日～平成26年12月31日) ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」 (第6次出入国管理政策懇談会, 平成25年5月20日) ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会, 平成26年12月26日)
---	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 西日本入国管理センターを廃止することで経費の節減を図った。 リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図ったほか、リプレイス時に合わせて、システム機器について、借料の縮減を図った。
----	--

担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------	----------	---------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者(正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者)や不法入国者(密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者)等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分・活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して在留許可を受けた正規在留者を装い、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報(バイオメトリクス)を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件(「短期滞在」の在留資格で日本に在留する外国人でない等)に該当する外国人が、出入(帰)国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)」

第9条4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

- 一 第7項の規定による登録を受けた者であること。
- 二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号(特別永住者にあつては、第3号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

- 一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三 当該登録の時に於いて、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文（第22条の2第3項（第22条の3において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第21条第3項、第22条第2項（第22条の2第4項（第22条の3において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議）」

3. ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化（3）出入国手続の迅速化・円滑化

・空港での出入国手続の迅速化のため、自動化ゲートの改善・利用促進を図るとともに、審査場の混雑状況に応じて、日本人用審査ブースと外国人用審査ブースを機動的に運用する。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ-3-(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在外・偽装滞在外の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在外等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在外対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 不法滞在外対策、偽装滞在外対策等の推進
- イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在外者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在外の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在外対策及び偽装滞在外対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、

これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*9 「有識者からの提言」

（1）平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では、広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

（2）平成26年12月に上記（1）の第6次出入国管理政策懇談会から「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組として、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html）を参照。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。

平成26年度政策評価書要旨

(法務省26- (10))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け：VI-13-(2) (評価書141頁))					
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	161,084	157,458	204,614	212,468
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	161,084	157,458	204,614	
執行額(千円)	144,136	147,916	192,545			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*3} ○インフラシステム輸出戦略（平成26年6月改訂）^{*4} ○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*5} ○経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）^{*6} ○知的財産推進計画2014（平成26年6月20日閣議決定）^{*7} 					

測定指標	平成26年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		
<p>日本を含む43か国から、149名の刑事司法実務家を招へいし、計6回の国際研修・セミナー等を実施した。</p> <p>特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の</p>		

実務家を招へいし、東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーを開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、9の会議に16名が参加した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 国際研修の実施件数（回）	9	8	7	7	6
2 国際研修への参加人数（人）	155	130	143	118	149
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略				
4 国際会議への参加回数（回）	3	4	10	13	9
5 国際会議への参加人数（人）	9	6	11	15	16

測定指標	平成26年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ベトナム、ミャンマー、ネパール等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施した。研修では、専門家による講義、研修参加者による発表、質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 国際研修の実施件数（回）	11	9	13	9	9
2 国際研修への参加人数（人）	104	92	158	121	122
3 国際研修参加者の研修に対する満足感	添付省略				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	4	6	12	7	11
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）	16	20	18	25	28

6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	13	13	15	27	22
	派遣件数(回)	13	13	15	26	21
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	15	15	18	30	28
	派遣人数(人)	16	15	18	29	27
8 国際専門家会議の開催回数(回)		1	1	1	1	1
9 国際専門家会議への参加人数(人)		111	129	125	155	174

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ----- (判断根拠) 測定指標1, 2は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1, 2については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、アンケート調査結果によれば、「非常に役立った。」、「役立った。」又は「非常に有益であった。」、「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても97パーセントを超えており、非常に有効であった。 東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した東南アジア9か国の実務家と緊密な関係を構築することができた。 国際研修・セミナー等では日本を含む43か国から計149名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナーを行い、効率的にその効果を高めるよう図った。 また、国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は前年度を上回り、過去5年間で最多となっている。 以上のことから、充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献するという目標を達成したと評価できる。 【測定指標2】 法制度整備支援の対象国と概要は、「各国プロジェクト等紹介・成果」として法務省ホームページ	

に掲載⁸したとおりである。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、他国や国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集やこれに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築や現地セミナーにおいて研修で得た最新の知見等のフィード・バックを実施するなど、様々な配慮をした。

さらに、ベトナム、ミャンマー、ネパール等の支援対象国のニーズに応える形で実施する国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成26年度の法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数は、参考指標4のとおり前年度を上回っているほか、諸外国からの研究員の招へい人数、国際専門家会議の参加人数は、参考指標5及び9のとおり過去5年間で最多となっている。また、国際研修の実施件数及び参加人数も参考指標1及び2のとおり前年度と同程度の実績となっている。

専門家の派遣依頼件数は、参考指標6のとおり前年度を下回っているものの、平成24年度以前の実績を上回っており、専門家の派遣依頼人数は、参考指標7のとおり前年度と同程度の人数となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査結果によれば、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合、また、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントであった。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1 関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関や専門家とのネットワークを活用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための適切な手段であり、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我

が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標 1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8 司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標 2】

日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 平成27年7月10日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価で使用したアンケート調査 研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成28年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	---

担当部局名	法務総合研究所総務企画部	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	--------------	----------	---------

*1 「G8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てる

とともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「インフラシステム輸出戦略（平成26年6月改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として、法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記（*3）経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*5 「「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」

成長戦略の実行・実現のため打ち出されている3つのアクションプランのうち「国際展開戦略」において「日本企業の海外ビジネスを支える制度的基盤を整備するため、〈中略〉法制度整備支援を一層推進する」とされている。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）」

我が国企業のグローバル市場開拓を促進するための取組の一つとして、「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」を推進することが挙げられている。

*7 「知的財産推進計画2014（平成26年6月20日閣議決定）」

司法の知財人財の育成支援のための取組として、新興国等における「法制度・運用整備を支援する」とともに、「司法における知財人財の育成を支援する」とされている。

*8 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html〕を参照。